

「攻めの農林水産業の実現に向けた革新的技術緊急展開事業」評価実施要領

第1 趣旨

攻めの農林水産業の実現に向けた革新的技術緊急展開事業（以下「革新的技術緊急展開事業」という。）の進捗管理を行い、効率的で効果的に事業を行うため、競争的資金事業実施規程（15規程第73号）及び選考・評価委員会運営規則（15規則第45号。以下「運営規則」という。）並びに本要領に定めるところにより、試験研究計画における研究成果の評価（以下「評価」という。）を実施する。

第2 評価を行う委員会等

- 1 革新的技術緊急展開事業の評価は、運営規則第1条で設置する評議委員会（以下「委員会」という。）において実施する。
- 2 委員会は、次の条件を満たす者のうち、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センター（以下「生研センター」という。）の所長（以下「生研センター所長」という。）が、運営規則第6条第2項に基づき、評議委員（以下「委員」という。）として委嘱した外部専門家及び行政関係者（地域農林水産業への成果の普及等を図る観点から地方出先機関の役職員を含む。）等により構成するものとする。
  - (1) 革新的技術緊急展開事業の評価について十分な学識と評価能力を有し、公正かつ中立な立場から評価を行うことができる者であること。
  - (2) その氏名、所属、研究論文等の実績及び主な経歴並びにその者が行う評価結果の公表について、あらかじめ同意することができる者であること。
- 3 委員の選任に当たっては、公正で透明な評価を行う観点から、特段の理由がある場合を除き、試験研究計画と利害関係を有する者は選任しない。  
利害関係を有する場合は、委員が次の（1）から（6）のいずれかに該当する場合とする。
  - (1) 当該試験研究計画を実施する研究者（以下「研究実施者」という。）と、同一の民間企業、又は大学、独立行政法人等の研究機関において同一の部署、学科、研究所等に所属する場合
  - (2) 当該試験研究計画の研究実施者と親族関係にある場合
  - (3) 当該試験研究計画の研究実施者と直接的な競争関係にある場合
  - (4) 当該試験研究計画の研究実施者と緊密な共同研究を行う関係にある場合
  - (5) 当該試験研究計画の研究実施者と密接な師弟関係又は直接的な雇用関係にある場合
  - (6) その他、生研センター所長が公正な判断を行うに適當ではないと判断した場合

第3 試験研究成果の評価方法等

- 1 評価は以下の区分毎に行う。
  - (1) 産学の英知を結集した革新的な技術体系の確立（以下「実証研究」という。）

の網羅型研究及び個別要素技術型研究を含む以下の実証研究課題

- ア 実証研究課題 1 : 米・麦・大豆・野菜類等を導入した省力・低コスト化等を可能とする水田輪作体系
- イ 実証研究課題 2 : てんさい・ばれいしょ等を導入した省力・低コスト化等を可能とする畑輪作体系
- ウ 実証研究課題 3 : 地域作物（落花生、さとうきび、茶等）の省力・低コスト化等を可能とする生産技術体系
- エ 実証研究課題 4 : 畜産の生産性向上、省力化等を可能とする生産技術体系
- オ 実証研究課題 5 : 野菜・花きの効率的な生産を可能とする施設園芸技術体系
- カ 実証研究課題 6 : 露地野菜の省力化及び安定生産を可能とする技術体系
- キ 実証研究課題 7 : 果樹の省力化・軽労化及び安定生産を可能とする技術体系
- ク 実証研究課題 8 : 農林業における鳥獣被害の低減を可能とする技術体系
- ケ 実証研究課題 9 : 林業の省力化・低コスト化等を可能とする技術体系
- コ 実証研究課題 10 : 水産業の効率化・生産性向上等を可能とする技術体系

(2) 経営評価研究

(3) マーケティング研究

- 2 生研センターは、研究の成果を記入するための様式を作成し、委員等に配布又は送付し、収集又は回収し、集計する。
- 3 評価は、競争的資金事業実施規程第 15 条に基づき行うこととし、同条第 3 項の規定により研究代表者に提出させる資料等（以下「評価資料等」という。）に基づき作成する評定案により評定を行う。
- 4 委員会は、評価の終了後、遅滞なく評価結果を取りまとめる。
- 5 上記評価結果を取りまとめたとき、生研センターは研究代表者に評価結果を通知するとともに、その概要をホームページ等で公表する。

#### 第 4 試験研究成果の評価

- 1 評価は、単年度評価及び終了時評価に分けて行うこととする。
- 2 単年度評価は、試験研究計画ごとに、各年度に達成すべき試験研究計画の目標に対する試験研究の成果の達成の程度及び当該年度の翌年度の試験研究計画の実施内容について、評定することを目的とする。
- 3 終了時評価は、試験研究計画ごとに、研究終了年度までに獲得された試験研究計画に係る試験研究の成果の達成度や実証研究の波及効果等について、評定することを目的とする。

#### 第 5 単年度評価

- 1 単年度評価は、毎年度（終了時評価を行う年度を除く。）の終了時に実証研究、経営評価研究及びマーケティング研究において、それぞれ以下のとおり実施することとする。
  - (1) 実証研究においては、試験研究計画ごとに評価資料等を基に、委員会が当該試験研究計画の研究代表者等からの報告聴取等及び総合的な検討をすることにより評定を行う。
  - (2) 経営評価研究及びマーケティング研究においては、委員から選定された担当主査が、評価資料等に基づき作成した評定案を基に、委員会が総合的な検討をすることにより評定を行う。
- 2 前項の案は、試験研究計画ごとに、別表 1-1～3 に定める評点と講評を付すこ

- とにより作成する。
- 3 前項の評点を与えるに当たっては、第3の1の各号に掲げる区分ごとに定める評点により作成する。
    - (1) 実証研究（網羅型研究及び個別要素技術型研究）  
別表1-1に掲げる評価項目の各項について、同表に掲げる評定内容に対応する評点
    - (2) 経営評価研究  
別表1-2に掲げる評価項目の各項について、同表に掲げる評定内容に対応する評点
    - (3) マーケティング研究  
別表1-3に掲げる評価項目の各項について、同表に掲げる評定内容に対応する評点

## 第6 終了時評価

- 1 終了時評価は、研究終了年度の終了時に、実証研究、経営評価研究及びマーケティング研究において、それぞれ以下のとおり実施することとする。
  - (1) 実証研究においては、試験研究計画ごとに評価資料等を基に、委員会が当該試験研究計画の研究代表者等からの報告聴取等及び総合的な検討をすることにより評定を行う。
  - (2) 経営評価研究及びマーケティング研究においては、委員会が当該試験研究計画の研究代表者等からの報告聴取等を行うとともに、委員から選定された担当主査が評価資料等に基づき作成した評定案を基に、総合的な検討をすることにより評定を行う。
- 2 評定案は、委員のそれぞれが試験研究計画ごとに、別表2-1～3に定める評点と講評を付すことにより作成する。
- 3 前項の評点を与えるに当たっては、第3の1の各号に掲げる区分ごとに定める評点により作成する。
  - (1) 実証研究（網羅型研究及び個別要素技術型研究）  
網羅型研究に関しては、別表2-1-1に掲げる評価項目の各項について、同表に掲げる評定内容に対応する評点  
個別要素技術型研究に関しては別表2-1-2に掲げる評価項目の各項について同表に掲げる評定内容に対応する評点
  - (2) 経営評価研究  
別表2-2に掲げる評価項目の各項について、同表に掲げる評定内容に対応する評点
  - (3) マーケティング研究  
別表2-3に掲げる評価項目の各項について、同表に掲げる評定内容に対応する評点

## 第7 評価結果の反映

生研センターは、単年度評価における委員会の評価と次年度において改善すべきとされた試験研究計画の事項について、必要に応じて研究代表者に評価結果に基づく評価資料等及び次年度の試験研究計画の修正を指示するものとする。

- 第8 この要領に定めるもののほか、委員会の議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員に諮って定める。

附 則

この要領は、平成27年2月20日より施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成28年1月26日より施行する。

攻めの農林水産業の実現に向けた革新的技術緊急展開事業  
 (うち産学の英知を結集した革新的な技術体系の確立)  
 単年度評価基準

評価項目	評点	評価の目安
1) 総合評価	5	当該年度の目標を上回る達成であり、優れた成果が得られた。
	4	当該年度の目標を達成し、良好な成果が得られた。
	3	当該年度の目標を達成し、予定した成果が得られた。(標準)
	2	当該年度の目標達成が不十分であり、一層の努力が必要である。 (一部の分担課題については研究計画の変更も検討する必要がある)
	1	当該年度の目標を大幅に下回る達成であり、研究計画の全面的な見直しが必要である。 (研究全体の打ち切り又は一部の分担課題については研究を中止する)
2) 進捗状況	a	当該年度の試験研究計画を上回る進捗が認められた。
	b	当該年度の試験研究計画に沿った着実な進捗が認められた。
	c	当該年度の試験研究計画に下回る進捗状況である。
	d	当該年度の試験研究計画に沿った進捗が認められない。
3) 技術(成果)の普及性	a	実証経営や実証地のみならず周辺地域を含めた普及に向け確実な成果が得られた。
	b	実証経営での導入や実証地での普及に向け着実な成果が得られた。
	c	実証地内での普及に向けての課題が残されており改善に向けての検討が必要である。
	d	実証経営での導入や実証地での普及は期待できない。
4) 研究成果の公表等	a	発表論文等や知的財産権の出願などが多く、当該年度の研究成果の公表が活発である。
	b	発表論文等や知的財産権の出願などがあり、当該年度の研究成果の公表が順調に進んでいる。
	c	研究成果の公表は一定程度見られるが、発表論文等や知的財産権の出願などを強化する必要がある。
	d	当該年度の研究成果の公表が少ない。
5) 研究体制	a	コンソーシアムの構成員間、普及支援組織や経営評価グループ等の連携が十分図られており、非常に良好な推進体制である。
	b	コンソーシアムの構成員間、普及支援組織や経営評価グループ等の連携が図られており、良好な推進体制である。
	c	コンソーシアムの構成員間、普及支援組織や経営評価グループ等の連携が不十分であり、推進体制の改善を検討する必要がある。
	d	コンソーシアムの構成員間、普及支援組織、経営評価グループ等の役割分担、責任の明確化及び連携が不十分であり、改善が期待できない。
6) 目標の達成状況と今後の研究に向けて	a	当初の試験研究計画の目標(定量的な目標等)を既に上回っており、さらに発展した研究を進めるべき。(講評欄に具体的に記述する。)
	b	当初の試験研究計画の目標(定量的な目標等)を達成しており、提案された次年度の試験研究計画の内容に沿った研究推進が妥当である。
	c	当初の試験研究計画の目標(定量的な目標等)を一部しか達成しておらず、提案された次年度の試験研究計画の目標設定や内容修正を検討する必要がある。(講評欄に具体的に記述する。)
	d	当初の試験研究計画の目標(定量的な目標等)の達成の可能性が低く、提案された次年度の試験研究計画について、一部分担課題の打ち切り等を含めた大幅な修正が必要である。(講評欄に具体的に記述する。)

攻めの農林水産業の実現に向けた革新的技術緊急展開事業  
(経営評価研究)  
単年度評価基準

評価項目	評点	評価の目安
1) 総合評価	5	当該年度の目標を上回る達成であり、優れた成果が得られた。
	4	当該年度の目標を達成し、良好な成果が得られた。
	3	当該年度の目標を達成し、予定した成果が得られた。(標準)
	2	当該年度の目標達成が不十分であり、一層の努力が必要である。 (一部の分担課題については研究計画の変更も検討する必要がある)
	1	当該年度の目標を大幅に下回る達成であり、研究計画の全面的な見直しが必要である。  (研究全体の打ち切り又は一部の分担課題については研究を中止する)
2) 進捗状況	a	当該年度の試験研究計画を上回る進捗が認められた。
	b	当該年度の試験研究計画に沿った着実な進捗が認められた。
	c	当該年度の試験研究計画に下回る進捗状況である。
	d	当該年度の試験研究計画に沿った進捗が認められない。
3) 研究成果	a	発表論文等や知的財産権の出願などが多く、当該年度の研究成果の公表が活発である。
	b	発表論文等や知的財産権の出願などがあり、当該年度の研究成果の公表が順調に進んでいる。
	c	研究成果の公表は一定程度見られるが、発表論文等や知的財産権の出願などを強化する必要がある。
	d	当該年度の研究成果の公表が極めて少ない。
4) 実証研究の支援	a	分析結果から実証研究グループに対し有用な指摘を行い、実証研究の推進に大いに貢献した。
	b	分析プロセスなどで実証研究グループと活発な意見交換がされ、実証研究の研究推進に貢献した。
	c	現段階ではデータ収集等の範囲にとどまっており、今後の実証研究への提言等に向けた対応強化の検討が必要。
	d	実証研究グループへの研究支援が期待できない。
5) 研究体制	a	コンソーシアムの構成員間や研究実施者間の連携が十分図られており、非常に良好な推進体制である
	b	コンソーシアムの構成員間や研究実施者間の連携が図られており、良好な推進体制である。
	c	コンソーシアムの構成員間や研究実施者間の連携が不十分であり、推進体制の改善を検討する必要がある。
	d	構成員間や研究実施者間の役割分担、責任の明確化及び連携が不十分であり、改善が期待できない。
6) 目標の達成状況と今後の研究に向けて	a	提案された試験研究計画の達成目標を既に上回っており、さらに発展した研究を進めるべき。(講評欄に具体的に記述する。)
	b	提案された試験研究計画の内容に沿った研究推進が妥当である。(標準)
	c	提案された試験研究計画の内容修正を検討する必要がある。(講評欄に具体的に記述する。)
	d	提案された試験研究計画について、一部分担課題の打ち切り等を含めた大幅な修正が必要である。(講評欄に具体的に記述する。)

別表1-3

攻めの農林水産業の実現に向けた革新的技術緊急展開事業  
(マーケティング研究)  
単年度評価基準

評価項目	評点	評価の目安
1) 総合評価	5	当該年度の目標を上回る達成であり、優れた成果が得られた。
	4	当該年度の目標を達成し、良好な成果が得られた。
	3	当該年度の目標を達成し、予定した成果が得られた。(標準)
	2	当該年度の目標達成が不十分であり、一層の努力が必要である。 (一部の分担課題については研究計画の変更も検討する必要がある)
	1	当該年度の目標を大幅に下回る達成であり、研究計画の全面的な見直しが必要である。  (研究全体の打ち切り又は一部の分担課題については研究を中止する)
2) 進捗状況	a	当該年度の試験研究計画を上回る進捗が認められた。
	b	当該年度の試験研究計画に沿った着実な進捗が認められた。
	c	当該年度の試験研究計画に下回る進捗状況である。
	d	当該年度の試験研究計画に沿った進捗が認められない。
3) 研究成果	a	発表論文等や知的財産権の出願などが多く、当該年度の研究成果の公表が活発である。
	b	発表論文等や知的財産権の出願などがあり、当該年度の研究成果の公表が順調に進んでいる。
	c	研究成果の公表は一定程度見られるが、発表論文等や知的財産権の出願などを強化する必要がある。
	d	当該年度の研究成果の公表が極めて少ない。
4) 研究成果の普及性	a	研究対象事例のみならず広範な主体におけるマーケティング戦略策定に向け大きな成果が得られた。
	b	研究対象事例および類似の主体におけるマーケティング活動での利用に向け着実に成果が得られている。
	c	実際のマーケティング活動に利用するためには課題が残されており改善の検討が必要である。
	d	現場のマーケティング活動での利用は期待できない。
5) 研究体制	a	コンソーシアムの構成員間や研究実施者間の連携が十分図られており、非常に良好な推進体制である。
	b	コンソーシアムの構成員間や研究実施者間の連携が図られており、良好な推進体制である。
	c	コンソーシアムの構成員間や研究実施者間の連携が不十分であり、推進体制の改善を検討する必要がある。
	d	構成員間や研究実施者間の役割分担、責任の明確化及び連携が不十分であり、改善が期待できない。
6) 目標の達成状況と今後の研究に向けて	a	提案された試験研究計画の達成目標を既に上回っており、さらに発展した研究を進めるべき。(講評欄に具体的に記述する。)
	b	提案された試験研究計画の内容に沿った研究推進が妥当である。
	c	提案された試験研究計画の内容修正を検討する必要がある。(講評欄に具体的に記述する。)
	d	提案された試験研究計画について、一部分担課題の打ち切り等を含めた大幅な修正が必要である。(講評欄に具体的に記述する。)

別表2-1-1 終了時評価基準（実証研究 網羅型）

攻めの農林水産業の実現に向けた革新的技術緊急展開事業  
 （うち産学の英知を結集した革新的な技術体系の確立）網羅型研究  
 終了時評価基準

評価項目	評点	評価の目安
1) 総合評価	5	試験研究計画の目標を大幅に上回って達成しており、攻めの農林水産業の推進に貢献し地域の農林水産業の収益および生産性の向上に著しく寄与する優れた成果が得られた。
	4	試験研究計画の目標以上を達成しており、攻めの農林水産業の推進に貢献し地域の農林水産業の収益および生産性の向上に寄与する良好な成果が得られた。
	3	試験研究計画の目標を達成し、予定通り攻めの農林水産業の推進に貢献し地域の農林水産業の収益向上ないしは生産性の向上に寄与する成果が得られた。（標準）
	2	試験研究計画の目標達成が不十分であり、攻めの農林水産業の推進への貢献に向けては一部解決すべき課題が残される。
	1	試験研究計画の目標を大幅に下回る達成であり、攻めの農林水産業の推進への貢献は期待できない。
2) 開発技術の農林水産現場への普及	5	得られた研究成果は、今後、農林水産現場に広く普及することが確実と評価される。
	4	得られた研究成果は、一定の条件を有する農林水産業者等や農林水産現場での普及が確実と評価される。
	3	得られた研究成果は、実証試験を実施した農林水産業者等において定着するとともに、今後一定の条件を有する農林水産現場への普及が期待される。
	2	得られた研究成果は農林水産業者等が利用する場合に、解決すべき課題が残されている。
	1	得られた研究成果は、農林水産業者等が自らの経営に導入できる内容とは考えられず、農林水産現場への普及は困難である。
3) 研究開発の成果	5	高度な手法や精力的な調査により得られた研究成果に基づき、画期的な技術体系や要素技術が開発された。
	4	高度な手法や的確な調査などにより得られた研究成果に基づき、新規性の高い技術体系や要素技術が開発された。
	3	適切な手法や調査による研究成果に基づき、技術合理性を有する技術体系や要素技術が開発された。
	2	一定の技術体系や要素技術が提示されたが、従来技術と比較しての優位性が明確ではない。
	1	当初の試験研究計画で見込まれた技術開発目標を達成するには至っておらず、従来技術と比較しての優位性がない。
4) 普及に向けた成果の公表やアウトリーチ活動	5	実証地以外の当該技術を導入可能な広範な地域において生産者の理解を促進する工夫を行い実演会やシンポジウムを行ったり都道府県の普及奨励事項として採用されるなど、普及に向けてめざましい活動を実施した。
	4	実証地の周辺地域において実演会やシンポジウムを行ったり、都道府県の普及の参考事項として採用されるなど、普及に向けて盛んに活動を実施した。
	3	実証地において実演会やシンポジウムを行うなど、普及に向けた活動を実施した。
	2	研究コンソーシアムの検討会に一部周辺農家に参加してもらっているがオープンな場での広報活動は実施していないなど、外部に向けた技術の広報活動は十分ではない。
	1	外部に向けた技術の広報活動は実施されていない。
5) 研究開発の効率性	5	投入人員やコストに対してきわめて高い効果が期待される成果が得られた。
	4	投入人員やコストに対して高い効果が期待される成果が得られた。
	3	投入人員やコストに対して得られた成果から期待される効果は妥当なものである。
	2	投入人員やコストに対して得られた成果から得られる効果は十分なものではない。
	1	投入人員やコストに対して得られた成果から得られる効果はきわめて不十分である。
6) 研究成果達成に向けた構成員間や実証現場との連携	5	構成員・研究実施者間や実証現場関係者との間の連携に関して、様々な特徴的な対応がとられた結果、実施課題間において目覚ましい相乗効果が発揮されることにより顕著な成果が得られた。
	4	構成員・研究実施者間や実証現場関係者との間の連携に関して対応がとられ、実施課題間において期待以上の相乗効果が発揮されることにより、成果が達成された。
	3	構成員・研究実施者や実証現場関係者の役割が計画通り分担実施され、所期の目的とする成果が達成された。
	2	構成員・研究実施者や実証現場関係者の役割分担が不十分なことから、目的とする成果の一部に未達成な部分が生じた。
	1	構成員・研究実施者間や実証現場関係者との連携を図ることができず、目的とする成果を達成できなかった。



別表 2-1-2 終了時評価基準（実証研究 個別技術型）

攻めの農林水産業の実現に向けた革新的技術緊急展開事業  
（うち産学の英知を結集した革新的な技術体系の確立）個別技術型研究  
終了時評価基準

評価項目	評点	評価の目安
1) 総合評価	5	試験研究計画の目標を大幅に上回って達成しており、攻めの農林水産業の推進に著しく寄与する優れた成果が得られた。
	4	試験研究計画の目標以上を達成しており、攻めの農林水産業の推進に寄与する良好な成果が得られた。
	3	試験研究計画の目標を達成し、予定通り攻めの農林水産業の推進に寄与する成果が得られた。（標準）
	2	試験研究計画の目標達成が不十分であり、攻めの農林水産業の推進への貢献に向けては一部解決すべき課題が残される。
	1	試験研究計画の目標を大幅に下回る達成であり、攻めの農林水産業の推進への貢献は期待できない。
2) 開発技術の農林水産現場への普及	5	得られた研究成果は、今後、農林水産現場に広く普及することが確実に評価される。
	4	得られた研究成果は、一定の条件を有する農林水産業者等や農林水産現場での普及が確実に評価される。
	3	得られた研究成果は、実証試験を実施した農林水産業者等において定着するとともに、今後一定の条件を有する農林水産現場への普及が期待される。
	2	得られた研究成果は農林水産業者等が利用する場合に、解決すべき課題が残されている。
	1	得られた研究成果は、農林水産業者等が自らの経営に導入できる内容とは考えられず、農林水産現場への普及は困難である。
3) 研究開発の成果	5	高度な手法や精力的な調査により得られた研究成果に基づき、画期的な技術が開発された。
	4	高度な手法や的確な調査などにより得られた研究成果に基づき、新規性の高い技術が開発された。
	3	適切な手法や調査による研究成果に基づき、技術合理性を有する技術が開発された。
	2	一定の技術が提示されたが、従来技術と比較しての優位性が明確ではない。
	1	当初の試験研究計画で見込まれた技術開発目標を達成するには至っておらず、従来技術と比較しての優位性がない。
4) 普及に向けた成果の公表やアウトリーチ活動	5	実証地以外の当該技術を導入可能な広範な地域において生産者の理解を促進する工夫を行い実演会やシンポジウムを行ったり都道府県の普及奨励事項として採用されるなど、普及に向けてめざましい活動を実施した。
	4	実証地の周辺地域において実演会やシンポジウムを行ったり、都道府県の普及の参考事項として採用されるなど、普及に向けて盛んに活動を実施した。
	3	実証地において実演会やシンポジウムを行うなど、普及に向けた活動を実施した。
	2	研究コンソーシアムの検討会に一部周辺農家に参加してもらっているがオープンな場での広報活動は実施していないなど、外部に向けた技術の広報活動は十分ではない。
	1	外部に向けた技術の広報活動は実施されていない。
5) 研究開発の効率性	5	投入人員やコストに対してきわめて高い効果が期待される成果が得られた。
	4	投入人員やコストに対して高い効果が期待される成果が得られた。
	3	投入人員やコストに対して得られた成果から期待される効果は妥当なものである。
	2	投入人員やコストに対して得られた成果から得られる効果は十分なものではない。
	1	投入人員やコストに対して得られた成果から得られる効果はきわめて不十分である。
6) 研究成果達成に向けた構成員間や実証現場との連携	5	構成員・研究実施者間や実証現場関係者との間の連携に関して、様々な特徴的な対応がとられた結果、実施課題間において目覚ましい相乗効果が発揮されることにより顕著な成果が得られた。
	4	構成員・研究実施者間や実証現場関係者との間の連携に関して対応がとられ、実施課題間において期待以上の相乗効果が発揮されることにより、成果が達成された。
	3	構成員・研究実施者や実証現場関係者の役割が計画通り分担実施され、所期の目的とする成果が達成された。
	2	構成員・研究実施者や実証現場関係者の役割分担が不十分なことから、目的とする成果の一部に未達成な部分が生じた。
	1	構成員・研究実施者間や実証現場関係者との連携を図ることができず、目的とする成果を達成できなかった。

別表 2-2 終了時評価基準（経営評価研究）

攻めの農林水産業の実現に向けた革新的技術緊急展開事業  
（うち経営評価研究）  
終了時評価基準

評価項目	評点	評価の目安
1) 総合評価	5	高度な手法を用いた開発技術体系の的確な経営評価と波及効果解明が行われた。また、成果のフィードバックを十分実施することにより実証研究の各コンソーシアムの研究推進に大いに貢献するとともに、技術体系の今後の普及に大いに寄与する成果が提示された。
	4	対象分野の各開発技術体系の的確な経営評価と波及効果解明が行われた。また、成果のフィードバックにより実証研究の各コンソーシアムの研究推進に貢献するとともに、技術体系の今後の普及に寄与する成果を提示された。
	3	対象分野の実証研究との連携のもと、開発技術体系の経営評価と波及効果が提示された。また、技術体系の今後の普及条件が提示された。（標準）
	2	対象分野の開発技術体系の経営評価と波及効果解明が行われたが、一部の開発技術体系については分析が不十分である。
	1	対象分野の開発技術体系の経営評価と波及効果解明について不十分な分析結果となっており、今後の技術体系普及に寄与する情報を提示していない。
2) 研究開発の成果	5	新規性の高い手法や精密な調査などにより、経営評価研究が行われ、学術的にも高く評価される成果を上げている。
	4	既存手法の応用や精力的な調査などにより経営評価研究が行われ、今後の技術評価の範となるものとして学術的に評価される。
	3	これまでに開発された手法を利用した的確な経営評価研究が行われ、学術的な知見の蓄積としても一定の価値を有する。
	2	これまでに開発された手法を利用した経営評価研究が行われているが、一部分分析結果に不十分な点があり、学術的な価値は高くない。
	1	経営評価が行われているが、分析方法やデータの利用法等に課題が残され、不十分な成果と判断される。
3) 研究成果の農林水産現場への普及	5	得られた研究成果は、精緻であるだけでなく、明解で普遍的なものであり、技術導入をする際の情報として、広範な農林水産業者や指導機関等で利用されることが期待できる。
	4	得られた研究成果は、的確なものであるだけでなく、明解であり、技術導入をする際の情報として、指導機関や地域内の農林水産業者等に利用されることが期待できる。
	3	得られた研究成果は、的確なものであり、技術導入をする際の情報として、指導機関や実証経営の近隣の農林水産業者等に利用されることが期待できる。
	2	得られた研究成果は一部分分析すべき課題が残されており、農林水産業者等がそのまま技術導入の際に利用するのは困難である。
	1	得られた研究成果は分析が不十分で、明解なものではなく指導機関や農林水産業者等が技術導入の参考にすることはできない。
4) 研究開発の効率性	5	投入人員やコストに対してきわめて高い効果が期待される成果が得られた。
	4	投入人員やコストに対して高い効果が期待される成果が得られた。
	3	投入人員やコストに対して得られた成果から期待される効果は妥当なものである。
	2	投入人員やコストに対して得られた成果から得られる効果は十分なものではない。
	1	投入人員やコストに対して得られた成果から得られる効果はきわめて不十分である。
5) 研究成果達成に向けた構成員や研究実施者間の連携	5	様々な独自の工夫がとられた結果、各構成員や研究実施者が研究成果の獲得に極めて重要な役割を果たすとともに、実証現場関係者等との連携も円滑に進み、これらの相乗効果により顕著な成果が得られた。
	4	一定の対応により、構成員間や研究実施者間、また、実証現場関係者等との連携が強化され、各構成員や研究実施者が研究成果の獲得に期待以上の役割を果たすことにより成果が達成された。
	3	構成員間や研究実施者間および実証現場関係者等との役割分担が計画通りに行われ、所定の成果が達成された。
	2	構成員間や研究実施者間、さらに実証現場関係者等との連携強化への対応が不十分であり、試験研究計画全体としては成果の達成が十分とはいえない。
	1	構成員間や研究実施者間、さらには実証現場関係者等との連携・協力強化への努力が認められず、各構成員や研究実施者の成果が十分達成されなかった。

別表 2-3 終了時評価基準（マーケティング研究）

攻めの農林水産業の実現に向けた革新的技術緊急展開事業  
（うちマーケティング研究）  
終了時評価基準

評価項目	評点	評価の目安
1) 総合評価	5	試験研究計画の目標を上回る達成であり、攻めの農林水産業の推進に貢献し地域の農林水産業の所得向上に大いに貢献する優れた成果が得られた。
	4	試験研究計画の目標を達成し、攻めの農林水産業の推進に貢献し地域の農林水産業の所得向上に貢献する良好な成果が得られた。
	3	試験研究計画の目標を達成し、攻めの農林水産業の推進に貢献する成果が得られた。（標準）
	2	試験研究計画の目標達成が不十分であり、攻めの農林水産業の推進に貢献するには解決すべき課題が残された。
	1	試験研究計画の目標を大幅に下回る達成であり、攻めの農林水産業の推進への貢献は期待できない。
2) 研究開発の成果	5	新規性の高い手法や精力的な調査などにより、画期的なマーケティング方策やビジネスモデルの確立につながる研究開発が行われ、学術的にも高く評価される。
	4	適切な手法の適用や的確な調査などにより、新たなマーケティング方策やビジネスモデルの確立につながる研究開発が行われ、学術的にも評価される。
	3	研究対象においては収益性を高めることのできるマーケティング方策やビジネスモデルの確立につながる研究開発が行われ、学術的な価値も有する。
	2	利用可能な一定のマーケティング方策やビジネスモデルの確立に向けた研究開発が行われたが、提案内容の新規性は高くなく、学術的な価値も高くはない。
	1	マーケティングに関する分析が行われているが、当初の試験研究計画で見込まれた収益性を高めるためのマーケティング方策の提案には至っていない。
3) 研究成果の農林水産現場への普及	5	得られた研究成果は、今後、広範な農林水産業者等が自らのマーケティング活動に積極的に用いる等、農林水産現場に広く普及することが確実である。
	4	得られた研究成果は、今後、一定の条件を有する農林水産業者等が自らのマーケティング活動に用いる等、農林水産現場での普及が確実である。
	3	得られた研究成果は、今後、農林水産業者等が自らのマーケティング活動の参考とできるものであり、農林水産現場への普及が期待される。
	2	得られた研究成果は農林水産業者等が利用する場合に、解決すべき課題が残されている。
	1	得られた研究成果は、農林水産業者等が自らの経営に導入できる内容とは考えられず、農林水産現場への普及は困難である。
4) 研究開発の効率性	5	投入人員やコストに対してきわめて高い効果が期待される成果が得られた。
	4	投入人員やコストに対して高い効果が期待される成果が得られた。
	3	投入人員やコストに対して得られた成果から期待される効果は妥当なものである。
	2	投入人員やコストに対して得られた成果から得られる効果は十分なものではない。
	1	投入人員やコストに対して得られた成果から得られる効果はきわめて不十分である。
5) 研究成果達成に向けた構成員や研究実施者間の連携	5	様々な独自の工夫がとられた結果、各構成員や研究実施者が研究成果の獲得に極めて重要な役割を果たすとともに、連携による相乗効果により顕著な成果が得られた。
	4	一定の対応により、構成員間や研究実施者間の連携が強化され、各構成員や研究実施者が研究成果の獲得に期待以上の役割を果たすことにより成果を達成した。
	3	構成員間や研究実施者間の役割分担が計画通りに行われることにより所定の研究成果を達成した。
	2	構成員間や研究実施者間の連携が不十分であったことにより、試験研究計画全体としての研究成果の獲得が十分とはいえない。
	1	構成員間や研究実施者間の連携・協力が認められず、各構成員や研究実施者の成果も十分達成されなかった。